

陳 情 文 書 表

[令和7年11月定例会]

陳 情 第 2 号	件名 富士宮南原太陽光発電所新設事業の中止 と撤退及び富士宮市内の太陽光発電事業に 関する陳情書	提出 令和7年11月5日 受付
提出者氏名	住所	
<p>(陳情の趣旨)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 市議会として地域住民の意向を踏まえて、事業者と自治会の間で締結された協定書の撤廃を市が指導するよう、関係部局に働きかけること2. 市議会として、富士宮市が行った本事業に関する行政手続きの差し戻しを求めること3. 市議会から市へ、富士宮市が定める「抑制区域」の範囲を、市内全域の山林・林地に拡大するよう条例・要綱改正を提案・審議すること4. 市議会から市へ、FITを適用しないメガソーラーを建設する際に、事前に一括原状回復費用を預託しなければ市として同意しない条例を設けるなど、パネル放置対策を提案・審議すること5. 市議会から市へ、設置済み太陽光パネルについて、事業者の倒産・事業譲渡・所有権移転が生じた場合でも、新たな所有者がパネルの処分や火災発生時等の義務と責任を継承する旨を、所有者変更の都度、事業者と市の間で契約書を締結することを義務づける条例を提案・審議すること6. 上記の内容について、議会の関係常任委員会での継続的な調査・審議を行うこと <p>以上の措置を要望いたします。</p> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本事業は、地域住民の十分な同意を得ていないことが、聞き取り調査や署名活動の結果から明らかになっています。多くの住民は、この事業計画の経緯を知りません。住民合意が欠如したまま地元自治会と事業者の間で協定書が締結されている現状では、少なくとも事業を中断すべきではないでしょうか。署名活動は今後も継続予定であり、西小学区のほぼ全世帯に及ぶ反対の意思が明確になる見込みです。2. 西小学校では児童に「西の里を大切にしよう」と教えていますが、市政がその「西の里の自然」を破壊するような事業を進めていることは、教育の理念とも矛盾します。3. 事業者がどれほど丁寧な説明をしても、住民はこれ以上新たな生活リスクを背負いたくないと考えています。南海トラフ地震など自然災害の危険がある中で、さらにメガソーラーによる土砂災害・火災・景観破壊などのリスクを加えることは容認できません。通常、メガソーラーは遊休地やゴルフ場跡地などで実施されるべきであり、住宅や小学校に隣接する自然林を切り開く自然破壊をしてまで設置することは、極めて不適切です。4. 本事業の大部分は大中里区にありますが、調整池の設置変更により、雨水処理が安居山区側で行われる計画に変更されています。大雨や台風時の土砂流出・災害リスクの増大に対して十分な検証が行われたとしても、安居山区住民の不安は残り続けます。協力金による「WIN-WINの関係」で問題を解決できると考えるのは誤りで、将来に禍根を残すような判断をするべきではありません。5. メガソーラー稼働後に各区へ協力金が入りますが、安居山・沼久保区は少子化により区費運営の一時的な足しになるかもしれません。しかし、大中里区はこれから住宅造成		

地に人が増え、区費が潤う予定があると推測します。そのような中、潤井川水系に流す調整池がなくなったことにより、本事業の全域が西小学区に属するにもかかわらず、貴船小学区に属する大中里区民の意見が重視されていることは、公平性を欠いています。現状では事業地と関係自治会及び小学区に対して、地域間の不均衡が生じており、地域の分断を招くおそれがあります。こうした状況を踏まえ、地域のまとまりを保つために、西小学区の大中里区を「西大中里」として地名を分けるなどの対応も検討する必要があります。

なお、三中学区における生活環境の改善として、

- ・住宅造成地への小規模スーパー等の商業施設(1,000～1,500 m²)の設置
- ・三中とガーデンテラス白尾台の間の道路への右折専用レーン新設

について、地域の利便性向上のために地域間で協力していきます。

6. 本事業の中止と撤退を求めるオンライン署名(Change.org)には、すでに4万筆を超える賛同が寄せられています。これは、富士宮市が「富士山のまち」として全国・世界から注目されている証左であり、その自然環境を守る責務が市にあることを示しています。羽鮒山展望台からの富士山の景観や生態系に悪影響を及ぼすおそれがある上、環境影響評価(アセスメント)を回避する形で計画変更を行った事業者の姿勢に、署名賛同者は強い懸念と不信を抱いています。市はこの声を真摯に受け止めるべきです。

7. 太陽光パネルの処分費用については、FITを適用するメガソーラーでは国が事業者パネル廃棄費用の積立てを義務づけていますが、FIT適用外のメガソーラーでは、積立義務の対象外です。FIT適用外において事業者は、合同会社(ペーパーカンパニー)を倒産させればパネル廃棄費用の負担を免れてしまいます。また、次の所有者が途中から廃棄費用の積立てをするはずですが、特に所有権移転が繰り返された際に、所有者が廃棄までに費用の積立てが足りるのか心配です。また、リサイクルする場合には費用がより高額となり、物価高騰の影響を考慮すると、積立金だけでは不足する可能性があります。よって、資金確保について民間事業者の姿勢や努力を信用するだけでは、無責任なパネル放置を防げないと考えます。

よって市議会におかれましては、市民の生命と財産、そして富士山の自然環境を守る立場から、本陳情の趣旨を十分ご理解いただき、上記の項目についてご審議の上、採択をお願いいたします。

付 託 先

環 境 厚 生 委 員 会